

資料15 騒音規制法第2条第1項の政令で定める特定施設一覧

施設		備考
施設の種類	機械名	
1 金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5 kw以上のものに限る。  ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75 kw以上のものに限る。  矯正プレスを除く。  呼び加圧能力が30重量トン以上のものに限る。  原動機の定格出力が3.75 kw以上のものに限る。    タンフラスト以外のものであって 密閉式のものを除く。  原動機の定格出力が7.5 kw以上のものに限る。  原動機の定格出力が7.5 kw以上のものに限る。  原動機を用いるものに限る。  気はうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る。  混練機の混練重量が200 kg以上のものに限る。  ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5 kw以上のものに限る。  原動機の定格出力が2.25 kw以上のものに限る。  製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kw以上のものに限る。  製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kw以上のものに限る。  原動機の定格出力が2.25 kw以上のものに限る。  原動機を用いるものに限る。  ジルト式のものに限る。
	ロ 製管機械	
	ハ ヘンティングマシン	
	ニ 液圧プレス	
	ホ 機械プレス	
	ヘ セン断機	
	ト 鍛造機	
	チ ワイヤフォーミングマシン	
	リ プラスト	
	ヌ タンフラー	
	2 空気圧縮機及び送風機	
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機		
4 織 機		
5 建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	
	アスファルトプラント	
6 穀物用製粉機		
7 木材加工機械	イ ドラムパーカー	
	ロ チッパー	
	ハ 碎木機	
	ニ 帯のこ盤	
	ホ 丸のこ盤	
	ヘ かんな盤	
8 抄紙機		
9 印刷機械		
10 合成樹脂用射出成形機		
11 铸造型機		

資料16 騒音規制法第2条第3項の政令で定める特定建設作業一覧

作 業	備 考
1 くい打機（もんけんを除く。）くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業。	くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2 ひょう打機を使用する作業	
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。）を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く
5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業	モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く

資料17 振動規制法第2条第1項の政令で定める特定施設一覧

- 1 金属加工機械
  - (ア) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
  - (イ) 機械プレス
  - (ロ) せん断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）
  - (ハ) 鍛造機
  - (ニ) ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）
- 2 圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）

- 5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）  
並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
- 6 木材加工機械
  - (ア) ドラムバーカー
  - (ロ) チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
- 7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳型造型機（ジルト式のものに限る。）

#### 資料18 振動規制法第2条第3項の政令で定める特定建設作業一覧

- 1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい打機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
- 4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

資料19 公害関係事犯検挙状況

(平成5年中)

署別	法令法 処 理	廃棄物		水濁法		砂 利 採取法		河川法		と 畜 場 法		自 然 公園法		漁 業 法 等		海岸法		へい 獣 処 理 場 法		自然環 境保全 条 例		合 計		前 年 同 期		
		件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件
岩 美		1	2									1	1										2	3	5	8
鳥 取		0	0																				0	0	5	5
郡 家		1	1																				1	1	0	0
智 頭		0	0																				0	0	1	2
浜 村		1	1																				1	1	1	2
倉 吉		7	7																				7	7	0	0
八 橋		1	1																				1	1	1	2
米 子		3	4																				3	4	2	3
境 港		2	2																				2	2	5	5
溝 口		0	0																				0	0	0	0
黒 坂		1	1																				1	1	0	0
合 計		17	19									1	1										18	20	/	/
前 年 同 期		18	22									2	5										/	/	20	27

公害苦情取扱い状況

(平成5年中)

措置別	公害種別	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	その他	合 計
受 理 件 数			3		45			1	15		64
措 置 別	話し合いあっせん										
	警告・指導		2		32				12		46
	検 挙										
	他機関通報										
	措置不能					13		1	1		15
そ の 他			1						2		3
前年苦情受理件数			3		79			1	6		89

資料20 平成5年度環境保全関係予算等の概要

◎ 環境保全課

(単位 千円)

事業名	5年度予算	備考
(目) 環境保全費		
清掃指導費	85,169	合併処理浄化槽設置推進事業費 32,046 一般廃棄物処理指導費 2,645 浄化槽指導費 2,838 産業廃棄物処理指導費 8,672 廃棄物不法投棄防止対策推進事業費 12,515 産業廃棄物処理公共関与等検討調査費 23,980 一般廃棄物減量化再生利用推進事業費 2,473
環境保全行政費	3,527	環境保全推進費 2,367 審議会等開催費 1,160
大気汚染防止対策費	28,105	ばい塵調査費 1,318 環境汚染物質調査費 7,849 汚染物質排出量調査費 200 自動車排出ガス汚染調査費 18,738
水質汚濁防止対策費	28,327	ゴルフ場周辺水質調査指導事業費 2,397 公共用水域等水質調査費 12,170 事業場排出調査指導費 4,102 湖山池水質浄化対策推進費 1,461 中海水質汚濁防止対策協議会運営費 637 水質浄化対策推進費 887 中海湖沼水質保全計画推進費 6,673
騒音防止対策費	11,041	
振動防止対策費	887	
悪臭防止対策費	1,795	
地盤沈下防止対策費	1,350	
海水浴場整備促進指導費	225	
環境影響評価推進費	1,935	
ウソン残土堆積場環境調査費	9,247	
地域環境保全活動推進事業費	2,552	
生活排水対策推進事業費	7,398	
少年少女環境ふれあい推進事業費	2,029	
計	192,531	

◎ 自然保護課

(単位 千円)

事業名	5年度予算	備考
(目) 環境保全費	709,069	
自然保護行政費	1,416	自然保護一般経費 1,416
自然保護対策費	39,047	自然保護用地管理事業費 876
		大山頂上保全管理事業 1,609
		鳥取県の自然調査事業費 12,194
		鳥取砂丘管理調査費 24,368
保全地域調査及び管理費	1,107	自然環境保全地域調査及び保全管理費 1,107
公園調査及び管理費	43,925	公園計画等調査指導費
		(県立自然公園、国定公園再検討等) 1,161
		国立公園施設管理費 32,421
		(国立公園清掃活動費補助金) (6,400)
		国定公園施設管理費 5,717
		自然歩道施設管理費 4,626
公園等施設整備事業費	594,000	国立公園施設整備事業費 117,200
		国定公園施設整備事業費 35,000
		中国自然歩道再整備事業費 32,000
		県立公園施設整備補助金 15,000
		氷ノ山自然ふれあいの里整備事業費 394,800
自然環境保全審議会費	2,466	自然環境保全審議会
		(審議会1回、部会等11回) 2,466
温泉振興対策費	13,352	温泉調査指導費 882
		吉岡温泉保全調査費 6,746
		鳥取温泉保全調査費 5,724
自然保護思想普及啓蒙事業費	4,460	自然解説事業費 1,401
		少年少女自然保護協力員養成事業費 989
		自然観察健康ウォーク事業 1,082
		自然観察指導員設置事業 988
自然科学館管理運営費	9,296	大山自然科学館管理運営費 1,655
		山陰海岸自然科学館管理運営費 3,891
		山陰海岸自然科学館展示補修費 3,750
景観対策検討事業費	—	
合計	709,069	

( ) は内書

資料21 市町村の環境保全行政機構

市町村名	環境保全行政担当部・課名	環境審議会設置	電話番号(代表)
鳥取市	下水環境部環境課	○昭和47. 10. 13	(0857)22-8111
米子市	環境部環境課	○平成6 8 1	(0859)22-7111
倉吉市	福祉部環境課	○" 6 8 1	(0858)22-8111
境港市	環境部環境対策課	○" 6 9 30	(0859)44-2111
国府町	健康対策課	○" 3. 3 30	(0857)22-0111
岩美町	町民課		(0857)73-1411
福部村	住民課		(0857)75-2111
郡家町	保健課		(0858)72-0201
船岡町	民生課	○" 6 4 18	(0858)72-0044
河原町	健康対策課	○" 6 12. 22	(0858)85-0011
八東町	ふれあい課	○" 6 10. 1	(0858)84-2111
若桜町	町民課	○昭和46 3 24	(0858)82-1111
用瀬町	民生課		(0858)87-2111
佐治村	民生課		(0858)88-0211
智頭町	福祉課	○" 45. 7. 27 (公害対策協議会)	(0858)75-3111
気高町	町民福祉課	○平成6 7. 1	(0857)82-0011
鹿野町	町民課		(0857)84-2011
青谷町	創生企画課	○平成4 5 20	(0857)85-0011
羽合町	町民課	○" 6. 11. 11	(0858)35-3111
泊村	住民課	○昭和47. 6 20	(0858)34-3111
東郷町	町民課	○" 46. 12. 22	(0858)32-1111
三朝町	健康対策課	○" 46. 4 1	(0858)43-1111
関金町	町民課	○" 47. 4 1	(0858)45-2111
北条町	町民課	○平成6 10. 1	(0858)36-3111
大栄町	保健課	○" 6 10. 1	(0858)37-3111
東伯町	町民生活課	○" 6. 10. 1	(0858)52-2111
赤碕町	保健課	○昭和46. 6 1	(0858)55-0111
西伯町	企画開発課	○" 48. 3 24	(0859)66-3111
会見町	町民課	○平成3 6 29	(0859)64-2211
岸本町	町民課		(0859)68-3111
日吉津村	住民課	○昭和46. 8 31	(0859)27-0211
淀江町	企画調整課	○" 47. 7. 1	(0859)56-3111
大山町	企画課	○" 48. 4 1	(0859)53-3311
大名和町	環境整備課	○" 47. 4 1	(0859)54-3111
中山町	福祉保健課		(0858)58-2111
日南町	企画課		(0859)82-1111
日野町	町民課		(0859)72-0331
江府町	環境整備課		(0859)75-2211
溝口町	町民課		(0859)62-0711

資料22 市町村の環境関係条例制定状況

条 例	公 布 日	施 行 日
鳥取市自然保護および環境保全条例	昭和47 10 13	47 10 13
米子市環境保全条例	47 6 28	47 7 1
倉吉市公害防止条例	48 9 13	49 1 1
境港市公害防止条例	48 12 24	49 6 1
大栄町環境保全条例	48 12 14	49 1 1
大山町環境保全条例	48 7 2	48 7 2
赤碕町環境保全条例	49 3 30	49 3 30
東伯町環境保全条例	54 10 1	54 10 1
三朝町環境保全条例	54 3 27	54 9 27
関金町環境保全条例	53 3 29	53 3 29
西伯町環境保全条例	49 3 23	49 3 23
羽合町環境保全条例	49 9 30	49 9 30
東郷町環境保全条例	49 10 1	49 10 1
岩美町環境保全に関する条例	60 3 22	60 3 22
日吉津村環境保全に関する条例	60 11 15	60 11 16
岩美町水道水源保護条例	H 2 3 30	H 2 3 30
淀江町公害防止条例	2 7 26	2 7 26
国府町環境保全条例	3 3 30	3 4 1
中山町環境保全条例	4 . 3 . 24	4 . 3 . 24
青谷町環境保全条例	4 . 5 . 18	4 . 5 . 20
会見町公害防止条例	4 10 1	4 10 1
名和町環境保全条例	6 4 1	6 4 1

資料23 市町村及び住民の公害防止協定締結状況

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締結企業（工場）等			
鳥取市	トスアム鳥取(株)	金 属 製	S48.12.28	工業団地進出企業との協定
	鳥取旭工業(株)	〃	50.12.29	
	上原メッキ工業	〃	〃	
	太洋住研ホーロー(株)	〃	〃	
	(株)山陰カッパ総合現像所	写 真 現 像	〃	
	(株)アサヒメッキ	金 属 製 品	〃	
	協同組合鳥取鉄工センター他8社	金 属 製 品 等	51.7.26	
	(協)鳥取菓子工業センター他3社	食 料 品 製 造	52.9.10	
	山根金属工業(株)	金 属 製 品	50.12.29	
	三洋製紙(株)	製 紙	〃	
	鳥取三洋電機(株)	電 機 製 品	51.4.1	
	鳥取ダイヤモンド電機(株)	〃	57.9.8	
	大同端子製造(株)	〃	〃	
	丸栄金属製作所	機 械 製 品	〃	
	(株)サンフイズ	食 品 製 造	63.7.1	
	ノコーマイクロエレクトロクス(株)	電 気 製 品	63.8.1	

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締 結 企 業 ( 工 場 ) 等			
鳥 取 市 住 民	(株)スイデン	電 気 器 具	H 2 7.10	市立会
	ユニオンケミカー(株)鳥取工場	そ の 他 製 品 製 造	3 3.27	〃
	加藤金属興業(株)	金 属 製	4.12.9	〃
	(株)正光	〃	6.4.18	〃
	鳥取県	工 業 試 験 場 汚 水 処 理 施 設	S52.1.10	〃
米 子 市 住 民	米子市	清 掃 工 場 建 設	S52.8.19	市議会立会
〃	アスファルト合材(株)	アスファルトプファント	56.10.20	市立会
〃	日建工業(株)	宅 地 開 発	61.5.9	〃
〃	日清ハム(株)	食 品 加 工 業	61.11.15	〃
倉 吉 市 住 民	日本チップ工業(株)	製 材 業	S47.2.16	住民立会
	(株)明治機械製作所	機 械 ・ 器 具 製 造 業	47.7.20	〃
	関金生コン(株)	生 コ ン プ ャ ン ト	48.2.14	〃
	東伯町長他	清 掃 工 場 建 設	48.10.22	〃
	倉吉市農業協同組合	畜 産 業	49.9.27	〃
	(株)倉吉インターヒルズゴルフクラブ	ゴ ル フ 場	H3.6.10	〃
	白山環境開発(株)	最 終 処 分 場	元.11.24	県立会
	打吹建設(株)	建 設 業	S47.11.8	市立会
	〃	神鋼機器工業(株)	機 械	50.2.21
	中部広域行政管理組合	し 尿 処 理 場	H3.12.26	市立会
	大川塵清掃	産 業 廃 棄 物 処 理 業	4.7.6	〃
境 港 市	日本石油(株)	石 油	S49.9.20	〃
	(有)錦海化成	魚 腸 骨 処 理 場	H元.2.16	〃
	三光石油(株)	産 業 廃 棄 物 処 理 業	4 7.14	〃
国 府 町	鳥取協同畜産(株)	畜 産	S63.7.25	〃
岩 美 町	三洋エクセル(株)	乾 電 池 製 造 業	S58.5.7	住民立会
	(有)鳥取ダンレックス	中 間 処 理 施 設	H3 8.27	県立会
郡 家 町	山根金属工業(株)	金 属 製 品	H2.11.17	〃
	(有)ウエルド	〃	3.2.2	〃
河 原 町	鳥取八木電子(株)	電 気 製 品 製 造	S48.10.19	〃
	日光電子工業(有)	〃	49.10.29	〃
八 東 町	山本和正	畜 産	S49.1.14	〃
	中原好一	〃	49.8.12	〃
	昭和樹脂化工(株)	化 学 製 品	51.7.30	〃
	朝倉 勲	畜 産	51.12.8	〃
	八東町農業協同組合	〃	53.4.15	〃
智 頭 町	(株)染粹	食 品 製 造 業	S63.6.10	〃
	(株)ツルミプフ	化 学 製 品	63.11.24	〃
青 谷 町	鳥取トクオカ(株)	織 維 製 品	S60.12.5	〃

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締 結 企 業 ( 工 場 ) 等			
青 谷 町	岸本三光堂	事 務 用 紙 製 品	H 3 3.27	
鹿 野 町	(株)三松エレックス	電 子 基 盤 製 造	H 6 7 5	県立会
気 高 町 住 民	旭国際開発(株)	ゴ ル フ 場	H 6 .12.20	町立会
羽 合 町	倉吉魚市場(株) 鳥取県	水 産 食 料 品 天神川流域・下水道 終末処理場設置	S47.6.1 51.5.1	
泊 村	富士西産業(株)	食 料 品 製 造	S48.10.19	住民立会
	日本海生コン株式会社	生 コ ン プ フ ン ト	H4.8.25	〃
	八幡生コン株式会社	〃	4.8.25	〃
三 朝 町	鳥取県中部森林組合	木 材 木 製 品	S57.10.14	住民立会
	中部砂利生産協同組合	土 石	58.5.2	
	田栗信稔	畜 産	60.5.15	
	川本仁志	〃	60.8.13	
	広田正和	土 石	60.10.11	
	小椋興業(有)	〃	61.5.7	
	三朝町農業協同組合	給 油 所	H2.7.6	
	山本宏志 (有)磯江商事	畜 産 真 砂 土 採 取	2.7.6 4.12.8	
北 条 町	山陰自動車整備工業(株)	車 輛 整 備	S50.9.20	住民立会
	中部建設協同組合	土 石	50.6.28	
	三陽合織(株)	紡 績	53.10.5	
	前川菊次	農 産 物 処 理	52.6.13	
	北条町農業協同組合	フ イ ス セ ン タ ー	52.3.19	
	中部舗装(株)	ア ス フ ェ ル ト プ ラ ン ト	54.10.31	
	北条町農業協同組合	畜 産	56.6.15	
	県中央自動車協同組合	車 輛 整 備	56.8.20	
	相模ハム(株)	食 品 加 工 業	59.9.1	
	(有)北条リョーコーアパレル	衣 料 品 製 造 加 工 販 売	63.1.26	
大 栄 町 住 民	(株)河鶴	食 料 品 製 造	S51.11.17	(大根つけもの) (バーグ粉碎)
	大栄町農業協同組合	木 材 木 製 品	52.12.20	
	東伯町農業協同組合	畜 産	55.2.25	
	鳥取サンシャインセンター	ク ー ー ン グ	50.4.11	
	新興螺子(株)	機 械 部 品 製 造	55.5.30	
	(有)岡崎種鶏場	畜 産	59.5.11	
	中原健治	〃	63.12.21	
	梅窪広仁	〃	H元.11.14	
	白山環境開発(株)	最 終 処 分 場	元.11.24	
	鳥取県環境保全事業協同組合	〃	5 2 8	
	大栄町農業協同組合	フ イ ス セ ン タ ー	S52.11.11	



締結当事者		業種	締結年月日	備考
市町村等	締結企業(工場)等			
東伯町	東伯町農業協同組合	畜産	S 58.12.15	覚書
住民	"	"	58.12.16	"
"	"	"	58.12.25	"
"	"	"	60.1.8	"
"	"	"	60.1.9	"
"	"	"	60.1.14	"
"	"	"	60.1.25	"
"	"	"	60.2.12	"
"	"	"	60.3.1	"
"	"	"	60.3.3	"
"	"	"	60.3.4	"
"	"	"	60.3.5	"
"	川本有希子	"	60.9.30	
"	東伯町農業協同組合	"	63.12.20	
"	三浦幹雄	"	H元. 8.31	
"	東伯町農業協同組合	"	4.4.10	覚書
"	"	"	5.11.23	"
"	"	"	5.11.27	"
"	"	"	5.11.28	"
"	"	"	5.12.27	"
"	"	"	6.11.8	"
名和町	山陰畜産(株)	畜産	S 48.12.14	
	山陰畜産(株)	"	58.3.15	
	(株)鳥取県食肉センター	畜産加工	57.7.30	
	鳥取県経済農業協同組合連合会	畜産	58.10.17	
	"	"	H 4.7.28	
	(株)中部芝	ゴルフ練習場	3.4.5	住民立会
	ファミリー(株)	健康器具製造	4.9.25	住民
	日本海開発(有)	産業廃棄物処理業	4.10.12	
	"	"	6.11.21	米子保健所長
	山陰食鶏農業協同組合	畜産	6.11.29	住民立会
住民	枝谷純拓	"	S 50.10.11	
"	名和食鶏(有)	"	54.10.24	町立会
"	キマチ医院	医療	58.5.19	"
"	(有)山水園	畜産	51.5.10	"
"	山陰畜産(株)	"	49.6.10	
大山町	(株)近畿北コン	生コンプント	S 48.1.31	
	(株)片木アルミューム製作所	非鉄金属製品	60.10.17	住民立会
	山陰養殖漁業組合	養殖	62.4.21	

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締 結 企 業 ( 工 場 ) 等			
大山町	山陽(株)	金 属 製 品	H 3 . 4 . 29	住民立会
西伯町	江崎クリコ(株)	食 料 品 製 造	S 49 . 11 . 20	覚書 覚書(県立会)
	嶋田プレジジョン(株)	プ ラ ス テ ィ ッ ク 加 工	59 . 12 . 22	
	エヌオウケイメグフスティック(株)	自 動 車 部 品 製 造 業	H 元 . 7 . 28	
	エレアック鳥取(株)	電 子 部 品 製 造 業	2 6 1	
淀江町	朝日住建	ゴ ル フ 場	S 63 . 8 . 26	町立会
	大勇自動車	車 輛 整 備	50 . 5 . 15	
	山根 巖	病 院	53 . 12 . 25	
	山本金属工業(株)	電 気 製 品 製 造	48 . 12 . 28	
	鳥取県経済農業協同組合連合会	食 料 品 製 造	53 . 8 . 17	
	(株)ツカサ製作所	電 気 製 品 製 造	50 . 12 . 28	
	鳥取ダイハツ販売(株)	自 動 車 販 売	H 元 . 10 . 3	
	環境プフント工業(株)	最 終 処 分 場	4 5 . 21	
	環境プラント工業(株)	最 終 処 分 場	S 63 . 9 . 26	
	住民	米子精工(株)	機 械 加 工	
"	山陰食鶏農業協同組合	畜 産	50 . 2 . 13	
"	"	"	59 . 8 . 17	
"	(協)大協組	土 石	49 . 10 . 21	
"	ユーキング	パ チ ン コ 店	58 . 6 . 23	
会見町	栗村製作所	機 械 器 具 製 造	S 49 . 5 . 15	県立会 住民立会 " 地元区長立会 " "
	西部製砂協同組合	土 石	56 . 6 . 29	
	(株)三徳開発	最 終 処 分 場	H 2 6 4	
	丸福石油(株)	"	4 4 . 21	
	アルパトロス株式会社	産 廃 最 終 処 分 場	5 . 11 . 15	
	株式会社 三徳開発	"	2 . 6 . 4	
	丸福石油株式会社	"	4 . 4 . 21	
岸本町	丸福石油(株)	最 終 処 分 場	H 3 . 10 . 31	住民(小野区)
	大山グリーン開発(株)	ゴ ル フ 場	4 4 . 17	住民(小野区)
	グリーンパーク大山(株)	"	4 . 10 . 1	
	アルパトロス(株)	最 終 処 分 場	5 11 . 17	
	"	"	6 . 6 . 7	"
日吉津村	新王子製紙(株)	パ ル プ ・ 紙 製 品	S 51 . 10 . 8	
日野町	矢崎部品(株)	電 気 製 品	S 51 . 6 . 1	住民立会
	慶南産業(株)	砕 石 採 取	58 . 9 . 30	
	落合建材	真 砂 土 採 取	62 . 1 . 26	
日南町	セントフル日清ファーム(株)	畜 産	S 49 . 10 . 2	住民立会
	大阪YMCA	キ ャ ン プ 場	55 . 9 . 30	覚書
	日南砕石(有)	土 石	58 . 12 . 1	
	生山礦業(株)	"	57 . 2 . 2	

締結当事者		業種	締結年月日	備考
市町村等	締結企業(工場)等			
日南町 住民 " "	生山礦業(株)	土石	S 60.3.5	覚書(含む住民)
	山陰食鶏農協・三吉食鶏組合 (株)日南フーズ	養鶏 製造業	60.7.1 H元.6.28	
	生山礦業(株)	山林開発	元.10.20	住民立会
	山陰食鶏農協	養鶏	S 63.11.9	覚書(町立会)
"	"	"	H元.10.26	"
"	日南町	ゴミ焼却処理施設	元.3.29	覚書
溝口町	(株)大山アークカントリークラブ	ゴルフ場	H元.3.22	住民立会
"	大山グリーン開発(株)	"	3.12.3	"
"	(株)大山アークカントリークラブ	"	元.11.1	"
(組合)	"	"	元.10.20	町立会
"	大山グリーン開発(株)	"	4.4.8	"

資料24 県内石油製品年度別使用量の推移

(単位 k l)

製品別 年度	揮発油	ナフサ	ジェット 燃料油	灯油	軽油	A重油	B重油	C重油	燃料油 合計
61使用量	219,565	0	20,826	114,043	168,935	109,102	14,116	105,580	750,167
年(構成比)	(29.2%)	(0%)	(2.8%)	(15.2%)	(22.5%)	(14.3%)	(1.9%)	(14.1%)	(100.0%)
度前年伸率	3.9	—	△0.1	△0.0	5.3	△2.8	△17.0	0.0	1.4
62使用量	222,609	0	19,887	120,030	182,545	119,142	13,802	115,328	793,343
年(構成比)	(28.1%)	(0%)	(2.5%)	(15.1%)	(23.0%)	(15.0%)	(1.7%)	(14.6%)	(100.0%)
度前年伸率	1.4	—	△4.5	5.2	8.1	9.2	△2.2	9.2	5.8
63使用量	233,062	0	21,505	133,797	208,379	137,786	7,479	142,732	885,100
年(構成比)	(26.3%)	(0%)	(2.4%)	(15.1%)	(23.6%)	(15.6%)	(0.9%)	(16.1%)	(100.0%)
度前年伸率	4.7	—	8.1	11.5	14.3	15.6	△45.8	23.8	11.6
元使用量	234,896	0	23,150	114,735	208,829	144,380	1,985	138,063	866,044
年(構成比)	(27.1%)	(0%)	(2.7%)	(13.2%)	(24.1%)	(16.8%)	(0.2%)	(15.9%)	(100.0%)
度前年伸率	4.7	—	△7.7	△14.2	0.2	4.8	△73.5	△3.3	2.2
2使用量	244,877	0	29,730	131,673	214,624	150,951	378	136,013	908,246
年(構成比)	(27.0%)	(0%)	(3.3%)	(14.5%)	(23.6%)	(16.6%)	(0.04%)	(11.7%)	(100.0%)
度前年伸率	4.2	—	28.4	14.7	2.8	4.6	△81.0	△1.5	4.9
3使用量	251,998	0	28,328	131,213	231,102	162,858	4	137,275	942,778
年(構成比)	(26.7%)	(0%)	(3.0%)	(13.9%)	(24.5%)	(17.3%)	(0.0%)	(14.6%)	(100.0%)
度前年伸率	2.9	—	△4.7	△0.3	7.7	7.9	△98.9	0.9	3.8
4使用量	260,809	0	26,220	133,972	236,191	162,979	0	131,764	951,935
年(構成比)	(27.4%)	(0%)	(2.8%)	(14.1%)	(24.8%)	(17.1%)	(0.0%)	(13.8%)	(100.0%)
度前年伸率	3.5	—	△7.4	2.1	2.2	0.1	皆減	△4.0	1.0
5使用量	268,654	0	26,804	148,103	247,982	178,035	0	132,587	1,002,165
年(構成比)	(26.8%)	(0%)	(2.7%)	(14.8%)	(24.7%)	(17.8%)	(0.0%)	(13.2%)	(100.0%)
度前年伸率	3.0	—	2.2	10.5	5.0	9.2	—	0.6	5.3

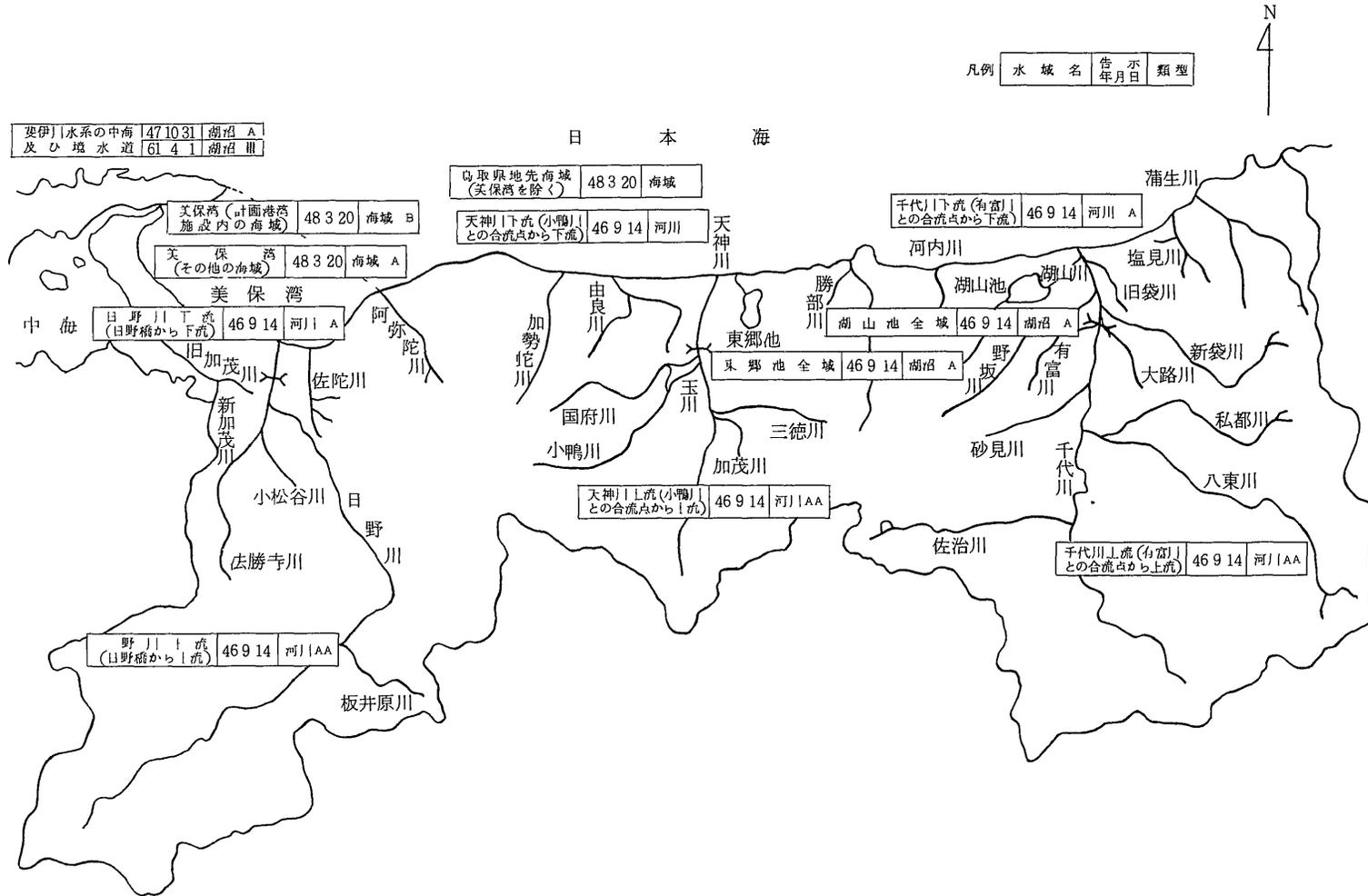
(注) 「エネルギー生産 需給統計月報」(通商産業大臣官房調査統計部)より抜粋

資料25 県内自動車保有台数の推移

年月	昭和61年 3月末	昭和62年 3月末	昭和63年 3月末	平成元年 3月末	平成2年 3月末	平成3年 3月末	平成4年 3月末	平成5年 3月末	平成6年 3月末
台数	282,596	290,646	302,237	312,951	324,991	336,478	348,071	357,992	369,072

(鳥取陸運支局調べ)

資料 26 環境基準類型指定概要図



資料27 水質の経年変化 (昭和63~平成5年度)

水 域 名	地点名	B O D 年 平 均 値 ( mg / ℓ )					
		63 年 度	元 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
(河 川)							
(1級河川)							
千代川水系							
千代川	賀露	0.6	0.8	0.9	0.9	1.2	1.2
	行徳	0.7	1.0	1.1	0.9	1.0	1.0
	源太橋	0.9	0.9	0.7	0.8	0.7	1.0
	稲常	0.8	0.8	0.9	1.1	1.4	0.9
	佐貫	0.7	0.8	0.8	1.0	0.9	0.9
	市瀬	0.6	0.7	0.8	0.7	0.8	0.8
	毛谷	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6
八東川	片山	0.6	0.7	0.8	0.7	0.8	0.7
	万代寺	0.7	0.6	0.7	0.6	0.8	0.8
	岸野	0.5	0.5	0.6	0.5	0.8	0.7
私都川	下門尾	0.7	0.7	0.9	0.6	0.9	0.8
佐治川	小原	0.6	0.7	0.8	0.6	0.9	0.9
天神川水系							
天神川	田後	0.8	1.1	1.1	1.3	1.2	1.0
	小田	0.9	1.0	1.2	1.1	0.9	0.8
	大原	0.6	1.0	1.2	0.9	0.9	0.6
	今泉	0.6	0.6	0.9	0.8	0.7	0.5
	穴鴨	0.5	0.6	0.7	0.9	0.7	0.5
小鴨川	巖城	0.6	0.8	1.0	0.9	0.9	0.6
	河原町	0.6	0.7	0.9	1.0	0.8	0.6
	関金	0.6	0.7	1.1	1.0	0.8	0.6
	今西	0.5	0.7	0.7	0.8	0.7	0.5
三徳川	大瀬	0.7	0.9	0.9	1.0	0.9	0.6
	片柴	0.6	0.6	0.7	0.8	0.8	0.6
加茂川	森	0.5	0.6	0.8	0.8	0.7	0.6

注 x/y 環境基準に不適合の日数/総測定日数

BOD最小値～最大値 (mg/l)						x / y					
63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
<0.5~1.0	<0.5~1.1	<0.5~2.1	<0.5~1.3	0.7~2.0	<0.5~3.5	0/12	0/12	1/12	0/12	0/12	2/12
<0.5~1.3	0.5~3.5	<0.5~2.1	0.5~1.4	0.7~1.9	0.6~1.5	0/12	1/13	1/12	0/12	0/12	0/12
<0.5~1.4	<0.5~1.8	<0.5~1.5	<0.5~1.4	<0.5~1.2	<0.5~1.7	4/12	2/12	1/12	4/12	1/12	3/12
<0.5~1.8	<0.5~1.9	<0.5~1.6	<0.5~2.4	<0.5~2.6	<0.5~2.0	2/12	1/12	4/12	6/12	7/12	2/12
<0.5~1.4	<0.5~1.3	<0.5~1.6	<0.5~2.3	0.5~1.2	0.6~1.3	1/12	1/12	3/12	4/12	2/12	3/12
<0.5~0.9	<0.5~0.9	<0.5~1.0	<0.5~1.1	<0.5~1.0	<0.5~1.1	0/12	0/12	0/12	2/12	0/12	3/12
<0.5~1.6	<0.5~1.0	<0.5~1.0	<0.5~1.0	<0.5~2.0	<0.5~0.9	1/12	0/12	0/12	0/12	2/12	0/12
<0.5~0.9	<0.5~1.7	<0.5~1.2	<0.5~1.0	<0.5~1.6	<0.5~1.2	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.1	<0.5~1.5	<0.5~1.2	<0.5~0.8	<0.5~1.2	<0.5~1.2	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~0.7	<0.5~0.6	<0.5~0.7	<0.5~0.6	<0.5~1.4	<0.5~1.3	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.1	<0.5~1.7	<0.5~1.5	<0.5~1.1	<0.5~1.6	<0.5~1.6	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.0	<0.5~1.2	<0.5~1.0	<0.5~0.9	<0.5~3.0	<0.5~1.7	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.4	0.5~2.7	0.6~1.8	0.8~2.1	<0.5~2.1	<0.5~1.8	0/12	1/12	0/12	1/12	1/12	0/12
<0.5~2.2	<0.5~2.3	0.6~2.1	0.5~2.3	<0.5~2.5	<0.5~1.7	1/30	1/29	1/28	1/30	1/30	0/29
<0.5~1.0	0.5~1.4	<0.5~2.1	<0.5~1.2	<0.5~2.3	<0.5~1.1	0/12	6/12	5/12	3/12	3/12	1/12
<0.5~0.9	<0.5~1.1	<0.5~1.7	<0.5~1.3	<0.5~1.0	<0.5~0.6	0/12	1/12	4/12	2/12	0/12	0/12
<0.5~0.7	<0.5~0.7	<0.5~1.1	<0.5~2.1	<0.5~1.5	<0.5~0.8	0/12	0/12	1/12	3/12	1/12	0/12
<0.5~1.1	0.5~1.4	0.5~1.9	<0.5~1.4	<0.5~1.6	<0.5~1.0	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~0.9	<0.5~1.0	0.5~1.5	<0.5~2.5	<0.5~1.7	<0.5~0.9	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~0.8	<0.5~0.8	0.5~1.9	0.5~2.0	<0.5~1.9	<0.5~1.1	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~0.7	<0.5~1.0	<0.5~1.2	<0.5~1.8	<0.5~2.2	<0.5~0.7	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.4	0.6~1.5	<0.5~1.5	0.5~2.0	<0.5~1.9	<0.5~0.8	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~0.9	<0.5~1.0	<0.5~1.2	<0.5~1.5	<0.5~1.7	<0.5~1.0	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~0.6	<0.5~1.0	<0.5~1.2	<0.5~1.6	<0.5~1.9	<0.5~1.4	/12	/12	/12	/12	/12	/12

水 域 名	地点名	BOD又はCOD年平均値 (mg/ℓ)					
		63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
日野川水系							
日 野 川	皆 生	0.7	0.8	1.1	0.8	0.9	0.7
	車 尾	0.7	0.7	0.8	0.7	0.7	0.7
	八 幡	0.6	0.7	0.6	0.8	0.7	0.7
	溝 口	0.6	0.7	0.6	0.8	0.7	0.7
	武 庫	0.5	0.6	0.5	0.9	0.7	0.6
	下 榎	0.5	0.6	0.6	0.7	0.6	0.7
	生 山	0.5	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6
	矢 戸	0.5	0.6	0.5	0.6	0.6	0.5
法勝寺川	福 市	0.7	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1
	法勝寺	0.6	1.1	1.2	1.1	1.2	0.9
板井原川	高 尾	0.5	0.6	0.5	0.7	0.5	0.6
(2級河川)							
蒲 生 川	3 地点	0.7~0.8	0.6~0.8	0.8~1.1	0.7~0.9	0.9~1.6	1.0~1.3
塩 見 川	〃	0.6~0.9	0.5~1.2	0.7~1.0	0.7~1.6	0.7~2.1	1.3~1.6
河 内 川	〃	0.7~1.0	0.5~1.2	0.5~1.3	0.6~0.8	0.6~1.3	0.6~1.1
勝 部 川	〃	0.6~1.6	0.6~2.7	0.7~2.3	0.7~1.3	0.8~1.7	0.7~1.8
由 良 川	〃	1.8~2.4	1.7~3.2	2.6~3.4	1.4~2.3	1.4~2.0	1.5~2.5
加勢蛇川	〃	<0.5~0.6	0.6~1.0	0.8~1.2	0.5~1.0	0.5~0.8	0.5~0.9
阿 弥 陀 川	〃	0.5~0.6	0.6~1.1	0.6~0.9	0.5	<0.5~0.8	<0.5~0.5
佐 陀 川	〃	0.5~0.7	0.8~1.9	0.9~1.2	0.6~0.9	0.5~0.7	<0.5~0.6
(都市河川)							
旧 袋 川	7 地点	1.6~4.9	1.4~3.5	2.1~3.7	1.7~3.1	1.6~3.0	1.5~2.2
玉 川	5 地点	0.7~20	0.7~20	1.0~23	0.9~17	0.9~11	0.7~15
旧加茂川	〃	5.7~15	4.5~9.8	2.4~4.1	2.4~4.9	1.6~3.2	1.7~3.7
(湖 沼)							
湖 山 池	4 地点	5.4~7.0	5.5~5.8	5.2~5.5	5.0~6.0	6.8~7.8	5.2~5.7
東 郷 池	〃	4.5~4.7	4.9~5.1	4.5~4.6	4.9~5.6	4.2~4.5	3.6~3.7
多 鯰ヶ池	3 地点	3.5~3.8	4.3~4.5	3.7~4.6	3.9~4.3	4.0~5.1	4.2~5.1
中 海	5 地点	2.4~5.7	2.5~5.2	2.5~5.7	2.5~5.3	2.3~4.9	2.8~4.7
(海 域)							
美 保 湾	8 地点	1.2~2.7	1.4~2.2	1.3~2.0	1.4~2.1	1.3~2.1	1.0~1.7
日本海沿岸	〃	<0.5~0.6	<0.5~1.3	0.5~1.0	0.8~1.1	0.9~1.4	0.5~1.0

BOD又はCOD最小値～最大値 (mg/ℓ)						x / y					
63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
<0.5~1.4	<0.5~1.4	<0.5~2.8	<0.5~1.3	<0.5~1.2	0.5~1.3	0/12	0/12	1/12	0/12	0/12	0/12
0.5~1.2	<0.5~1.7	<0.5~1.8	<0.5~1.3	<0.5~1.5	<0.5~1.2	0/30	0/30	0/30	0/30	0/30	0/30
<0.5~1.2	<0.5~1.4	<0.5~1.2	<0.5~2.0	<0.5~1.0	<0.5~1.1	1/12	1/12	1/12	1/12	0/12	1/12
<0.5~0.8	0.5~1.4	<0.5~0.9	<0.5~1.6	<0.5~1.2	<0.5~1.2	0/12	2/12	0/12	1/12	2/12	1/12
<0.5~0.7	<0.5~0.9	<0.5~0.8	<0.5~1.8	<0.5~1.2	<0.5~0.8	0/12	0/12	0/12	3/12	1/12	0/12
<0.5~0.8	<0.5~0.8	<0.5~1.0	<0.5~1.4	<0.5~0.9	<0.5~1.8	0/12	0/12	0/12	1/12	0/12	1/12
<0.5~0.7	<0.5~0.8	<0.5~0.9	<0.5~1.8	<0.5~0.8	<0.5~1.0	0/12	0/12	0/12	2/12	0/12	0/12
<0.5~0.8	<0.5~0.8	<0.5~0.8	<0.5~1.0	<0.5~0.8	<0.5~0.8	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12
<0.5~0.9	0.6~2.0	0.5~2.2	0.7~1.4	0.7~1.7	0.6~2.4	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.1	0.5~2.1	<0.5~2.3	0.6~1.4	0.6~2.5	<0.5~2.0	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~0.6	<0.5~1.1	<0.5~0.6	<0.5~1.5	<0.5~0.7	<0.5~0.9	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.2	<0.5~1.1	<0.5~1.9	<0.5~1.1	0.6~2.6	<0.5~2.3	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.1	<0.5~1.6	<0.5~1.5	<0.5~2.0	<0.5~3.0	0.5~2.5	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.7	<0.5~2.4	<0.5~2.2	<0.5~1.2	<0.5~1.4	<0.5~2.4	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~2.4	<0.5~6.7	0.5~10	<0.5~2.2	0.6~3.2	<0.5~7.3	/12	/12	/22	/22	/22	/22
0.9~4.6	0.7~5.2	1.3~6.2	0.9~3.0	0.6~2.8	0.6~5.1	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~0.8	<0.5~1.2	<0.5~1.7	<0.5~1.6	<0.5~1.1	<0.5~1.6	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~0.8	<0.5~1.6	<0.5~1.5	<0.5~0.6	<0.5~1.2	<0.5~0.6	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.2	<0.5~3.4	<0.5~2.9	<0.5~1.4	<0.5~0.9	<0.5~0.8	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~39	<0.5~9.4	0.8~7.4	0.7~13	0.5~5.4	0.6~5.8	/102	/102	/114	/100	/102	/102
<0.5~36	<0.5~120	<0.5~80	<0.5~47	<0.5~46	<0.5~32	/60	/60	/60	/60	/60	/60
1.9~41	1.7~43	1.4~8.7	0.9~24	<0.5~8.4	0.6~8.8	/60	/55	/50	/52	/60	/55
3.7~18	3.3~8.9	2.8~8.5	3.1~14	3.9~20	2.7~9.7	48/48	48/48	46/48	48/48	48/48	45/48
2.7~6.2	2.4~7.9	2.4~7.1	3.7~14	2.0~6.8	2.2~5.3	43/48	43/48	42/48	48/48	36/48	33/48
2.8~4.6	3.9~5.1	2.6~6.6	3.0~6.0	3.1~6.2	3.2~6.9	/12	/12	/12	/12	/12	/12
1.1~9.9	1.3~6.7	1.4~11	1.4~10	1.3~7.5	1.7~8.2	57/108	55/96	42/87	56/90	40/78	47/81
<0.5~3.9	0.7~4.0	<0.5~3.0	<0.5~4.4	0.5~4.0	0.5~2.8	25/96	23/96	16/96	21/96	8/96	7/96
<0.5~0.9	<0.5~1.8	<0.5~1.1	<0.5~1.7	<0.5~1.8	<0.5~1.2	0/22	0/19	0/24	0/24	0/24	0/24

2 生活環境項目

水域名		類型	N	pH			D O ( mg / ℓ )		
				x / y	%	min~max	x / y	%	min~max
河 川	千代川	AA	5	0 / 60	0	6.5~7.4	0 / 60	0	8.0~13
	〃	A	2	0 / 24	0	6.6~7.8	1 / 24	4.2	5.6~12
	天神川	AA	3	0 / 38	0	6.6~7.4	0 / 35	0	8.7~12
	〃	A	2	1 / 43	2.3	6.3~7.3	0 / 41	0	7.5~12
	日野川	AA	6	0 / 75	0	6.8~7.7	0 / 72	0	8.9~12
	〃	A	2	0 / 44	0	6.9~7.9	0 / 42	0	8.2~12
湖 沼	湖山池	A	4	5 / 48	10.4	6.9~9.3	2 / 48	4.2	6.0~12
	東郷池	A	4	6 / 48	12.5	7.1~9.0	2 / 48	4.2	6.5~12
	中海	A	9	25 / 141	17.7	7.2~9.3	49 / 141	34.8	4.2~13
海 域	美保湾	A	7	54 / 84	64.3	8.1~8.7	25 / 84	29.8	6.9~9.6
	〃	B	1	6 / 12	50.0	8.2~8.6	0 / 12	0	6.2~8.9
	日本海	A	27	8 / 81	9.9	8.0~8.5	11 / 24	45.8	7.1~8.6
計	河川	AA	14	0 / 173	0	6.5~7.7	0 / 167	0	8.0~13
	〃	A	6	1 / 111	0.9	6.3~7.9	1 / 107	0.9	5.6~12
	湖沼	A	17	36 / 237	15.2	6.9~9.3	53 / 237	22.4	4.2~13
	海域	A	35	62 / 165	37.6	8.0~8.7	36 / 108	33.3	6.9~9.6
	〃	B	1	6 / 12	50.0	8.2~8.6	0 / 12	0	6.2~8.9
合計			74	105 / 698	15.0		90 / 631	14.3	

注 x / y 環境基準に不適合の日数 / 総測定日数

BOD又はCOD (mg/l)			SS又は油分 (mg/l)			大腸菌群数 (MPN/100ml)		
x/y	%	min~max	x/y	%	min~max	x/y	%	min~max
(BOD)			(SS)					
11/60	18.3	<0.5~2.0	3/60	5.0	<1~110	60/60	100	$2.3 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^5$
2/24	8.3	<0.5~3.5	4/24	16.7	1~72	23/24	91.7	$4.9 \times 10^2 \sim 2.7 \times 10^5$
1/36	2.8	<0.5~1.1	0/36	0	<1~10	36/36	100	$2.3 \times 10^2 \sim 3.3 \times 10^4$
0/41	0	<0.5~1.8	1/41	2.4	<1~33	39/41	95.1	$4.9 \times 10^2 \sim 1.0 \times 10^5$
3/72	4.2	<0.5~1.8	2/72	2.8	<1~17	72/72	100	$1.1 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^4$
0/42	0	<0.5~1.3	4/42	9.5	1~64	29/42	69.0	$1.7 \times 10^2 \sim 2.2 \times 10^4$
(COD)			(SS)					
45/48	93.8	2.7~9.7	37/48	77.1	1~46	11/48	22.9	$2.0 \times 10 \sim 1.0 \times 10^4$
33/48	68.8	2.2~5.3	26/48	54.2	1~21	4/48	8.3	$2.5 \times 10 \sim 3.1 \times 10^3$
73/140	52.1	1.5~9.6	53/141	37.6	2~24	19/105	18.1	$<2.0 \sim 1.6 \times 10^4$
(COD)			(油分)					
7/84	8.3	0.5~2.7	0/84	0	ND	1/84	1.2	$<1.8 \sim 2.5 \times 10^3$
0/12	0	0.7~2.5	0/12	0	ND	1/12	8.3	$<1.8 \sim 2.4 \times 10^3$
0/81	0	<0.5~2.0	0/24	0	ND	0/24	0	$<1.8 \sim 4.9 \times 10^3$
15/168	8.9	<0.5~2.0	5/168	3.0	<1~110	168/173	97.1	$1.1 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^5$
2/107	1.9	<0.5~3.5	9/107	8.4	<1~72	91/107	85.0	$1.7 \times 10^2 \sim 2.7 \times 10^5$
151/236	64.0	1.5~9.7	116/237	48.9	1~46	34/201	16.9	$<2.0 \sim 1.6 \times 10^4$
7/165	4.2	<0.5~2.7	0/108	0	ND	0/108	0	$<1.8 \sim 4.9 \times 10^3$
0/12	0	0.7~2.5	0/12	0	ND	1/12	8.3	$<1.8 \sim 2.4 \times 10^3$
175/688	25.4		130/632	20.6		294/601	48.9	

資料28 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく上乘せ排水基準

(1) 中海流入区域に適用される上乘せ排水基準

特定事業場の区分	既 設 特 定 事 業 場																
	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場			畜産食料品製造業、水産食料品製造業、動物系飼料又は有機質肥料の製造業及び動植物油脂製造業に係る特定事業場			し尿処理施設(A)を設置する特定事業場			し尿処理施設(B)のみを設置する特定事業場			下水道終末処理施設を設置する特定事業場				
一日当たりの平均的な排水量 (単位 立方メートル)	二五〇以上	五〇〇以上	一、〇〇〇以上	二五〇以上	五〇〇以上	一、〇〇〇以上	二五〇以上	五〇〇以上	一、〇〇〇以上	二五〇以上	五〇〇以上	一、〇〇〇以上	二五〇以上	五〇〇以上	五〇〇以上	五〇〇以上	五〇〇以上
水素イオン濃度 (水素指数)	五・八以上	八・六以下		五・八以上	八・六以下		五・八以上	八・六以下		五・八以上	八・六以下		五・八以上	八・六以下			
生物化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	最大	一六〇		一六〇			一六〇			一六〇			一六〇				
	日平均	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	三〇	三〇	二〇	三〇	三〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一〇
化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	最大	一六〇		一六〇			一六〇			一六〇			一六〇				
	日平均	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	三〇	三〇	二〇	三〇	三〇	二〇	三〇	三〇	三〇	三〇	一五
浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	最大	二〇〇		二〇〇			二〇〇			二〇〇			二〇〇				
	日平均	一五〇		一五〇			一五〇			一五〇			一五〇				
抽出物含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	最大	五		五			五			五			五				
	最大	三〇		三〇			三〇			三〇			三〇				
大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)	日平均	三、〇〇〇		三、〇〇〇			三、〇〇〇			三、〇〇〇			三、〇〇〇				
窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	日平均	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	三〇	二〇	二〇	一五	二五	二五	一五	三五	三五	三五	二〇
リン含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	日平均	四	四	三	五	五	三	二	二	二	五	五	=	三	三	三	一



(2) 美保湾流入区域に適用される上乘せ排水基準

項目及許容限度	特定事業場の区分		パルプ製 造業及 木材化 工業特 場		その他 の特定 事業場	
	一日当たりの平均的な排出水量 (単位 立方メートル)		五〇未 満以上	五〇以 上	五〇未 満以上	五〇以 上
水素イオン濃度 (水素指数)	河川湖沼	五・八・六以 下	五・八・六以 上	五・八・六以 下	五・八・六以 上	
	海 域	五・九・〇以 下	五・九・〇以 上	五・九・〇以 下	五・九・〇以 上	
生物化学的酸素要求量 (単位 1リットル につきミリクム)	最 大	一六〇	一三〇	一六〇	一三〇	
	日間平均	一一〇	九〇	一一〇	九〇	
化学的酸素要求量 (単位 1リットル につきミリクム)	最 大	一六〇	一三〇	一六〇	一三〇	
	日間平均	一一〇	九〇	一一〇	九〇	
遊物質 量 (単位 1リットル につき クム)	最 大	二〇〇	一六〇	二〇〇	一六〇	
	日間平均	一五〇	一三〇	一五〇	一三〇	
抽出物質含有 率 (単位 1リットル につき クム)	類 量	最大	五	五	五	
	油 類	最大	三〇	三〇	三〇	
大腸菌 群 数 (単位 1立方セン チメートルにつき 個)	類 量	最大	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	
	油 類	最大	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	

備考

1 この表において「特定事業場」とは、法第二條第二項に規定する特定施設（湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第十四條の  
2 この表において、「既設特定事業場」とは昭和六十三年十一月一日（水  
3 この表において、「し尿処理施設（A）」とは、廃棄物の処理及び清掃に  
場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理する施設以外のものをい  
って市町村が設置し、便所と連結して尿を又は尿と併せて雑排水（工  
尿処理施設であつて、同法第六條第一項の規定により定められた計画に従  
関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八條第一項に規定するし  
この表において、「し尿処理施設（A）」とは、廃棄物の処理及び清掃に  
業場以外の特定事業場をいう。  
工事をしていゝるものを含む。）をいい、「新設特定事業場」とは既設特定事  
業場以外の特定事業場をいう。  
規定により同項に規定する特定施設とみなされる施設（以下「みなし特定  
設（湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第十四條の  
質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一の改正に  
この表において、「既設特定事業場」とは昭和六十三年十一月一日（水

4 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態につ  
をいう。  
5 生物化学的酸素要求量についての上乘せ排水基準は、海域及び湖沼以外  
いて定めたものである。  
6 一の特定事業場が同時に二以上の異なる特定事業場の区分に属する場合  
ての上乗せ排水基準を適用する。  
については、生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量のそれぞれにつ  
パルプ製造業及び木材化学工業に係る特定事業場から排出される排出水に  
する。ただし、第三條の表第二号に掲げる区域に排出される排出水のうち  
の公用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量につ  
の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量につ  
生物化学的酸素要求量についての上乘せ排水基準は、海域及び湖沼以外  
いて定めたものである。  
「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態につ  
をいう。  
「し尿処理施設（B）」とは「し尿処理施設（A）」以外のし尿処理施設  
する。  
については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用  
の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水  
において、当該二以上の区分につきそれぞれ項目ごとに異なる許容限度  
の特定事業場が同時に二以上の異なる特定事業場の区分に属する場合  
ての上乗せ排水基準を適用する。  
については、生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量のそれぞれにつ  
パルプ製造業及び木材化学工業に係る特定事業場から排出される排出水に  
する。ただし、第三條の表第二号に掲げる区域に排出される排出水のうち  
の公用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量につ  
の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量につ  
生物化学的酸素要求量についての上乘せ排水基準は、海域及び湖沼以外  
いて定めたものである。  
「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態につ  
をいう。  
「し尿処理施設（B）」とは「し尿処理施設（A）」以外のし尿処理施設



## 資料29 湖沼に係る窒素及び磷の排水規制（水質汚濁防止法）

湖沼の水質汚濁を防止するため、富栄養化の原因物質である窒素、磷について排水基準が設定され、湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある湖沼（環境庁長官が定める湖沼）及びこれに流入する公共用水域に排水される排出水に適用される。

（昭和60年7月15日施行）

### 1 環境庁長官が定める湖沼

#### (1) 窒素に係る排水基準適用対象湖沼及び位置

湖 沼	位 置
湖 山 池	鳥取市
中 海	米子市、境港市、島根県
東 郷 池	羽合町、東郷町

#### (2) 磷に係る排水基準適用対象湖沼及び位置

湖 沼	位 置
湖 山 池	鳥取市
多 鯨 ケ 池	鳥取市、福部村
中 海	米子市、境港市、島根県
池 の 谷 た め 池	倉吉市
佐 治 川 ダ ム 貯 水 池	佐治村
東 郷 池	羽合町、東郷町
中 津 ダ ム 貯 水 池	三朝町
菅 沢 ダ ム 貯 水 池	日南町
鶺 鴒 の 池	日野町
俣 野 川 ダ ム 貯 水 池	江府町

### 2 排水基準

#### (1) 規制対象事業場

水質汚濁防止法に定める特定事業場

（排水量50m<sup>3</sup>/日以上）

#### (2) 一般基準

窒素含有量 120mg/ℓ（日間平均 60mg/ℓ）

磷含有量 16mg/ℓ（日間平均 8mg/ℓ）

（一般基準への対応が困難な業種については、平成2年7月15日から5年間暫定基準を適用）

#### (3) 暫定基準

項 目	業 種 そ の 他 の 区 分	許 容 限 度
窒 素 含 有 量 (単位mg/ℓ)	アルマイト加工業	200 (日間平均100)
	畜産農業	260 ( " 130)
磷 含 有 量 (単位mg/ℓ)	あん類製造業	40 ( " 20)
	畜産農業	50 ( " 25)
	電気めっき業	20 ( " 10)
	アルマイト加工業	200 ( " 100)
	磷及び磷化合物製造業	90 ( " 45)

c (排水基準)	一	二〇	一三六	b
	二	三〇	一〇二	
	三	四〇	六八・〇	
	四	五〇	五九・一	
	五	六〇	四七・三	
	六	七〇	三四・〇	
	七	八〇	二二・七	
	八	九〇		
	九	一〇〇		
	一〇	一一〇		

とする。

める数値とし、cは当該排水基準(単位 一リットルにつきミリグラム)に係る排水基準(以下「排水基準」という。)の区分に従い次の表に定四十号)に基づく化学的酸素要求量又は生物化学的酸素要求量の日間平均項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和四十八年十月鳥取県条例第防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)及び水質汚濁防止法第三条第a、b及びc a及びbは湖沼特定事業場の排水に適用される水質汚濁メートル)

Q この規制基準の適用の際における排出水の量(単位 一日につき立方メートル)  
 Q 排出水の量(単位 一日につき立方メートル)  
 L 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)  
 値を表わすものとする。

備考 下欄に定める式において、L、Q、Q<sub>0</sub>、a、b及びcは、それぞれ次の

一	設の設置又は構造等の変更を行うもの 平成二年七月十五日以後に湖沼特定施設 新設事業場以外の湖沼特定事業場で、 業場」という。)	$L = \frac{b \cdot Q_0}{a \cdot Q_0 + c \cdot Q_0} \times 10^{-3}$
二	設の設置又は構造等の変更を行うもの 平成二年七月十五日以後に湖沼特定施設 新設事業場以外の湖沼特定事業場で、 業場」という。)	$L = a \cdot Q \times 10^{-3}$
湖沼特定事業場の区分	規制	規 準

負荷量規制(湖沼法第七条第一項)

新増設の湖沼特定事業場に対する化学的酸素要求量に係る汚濁

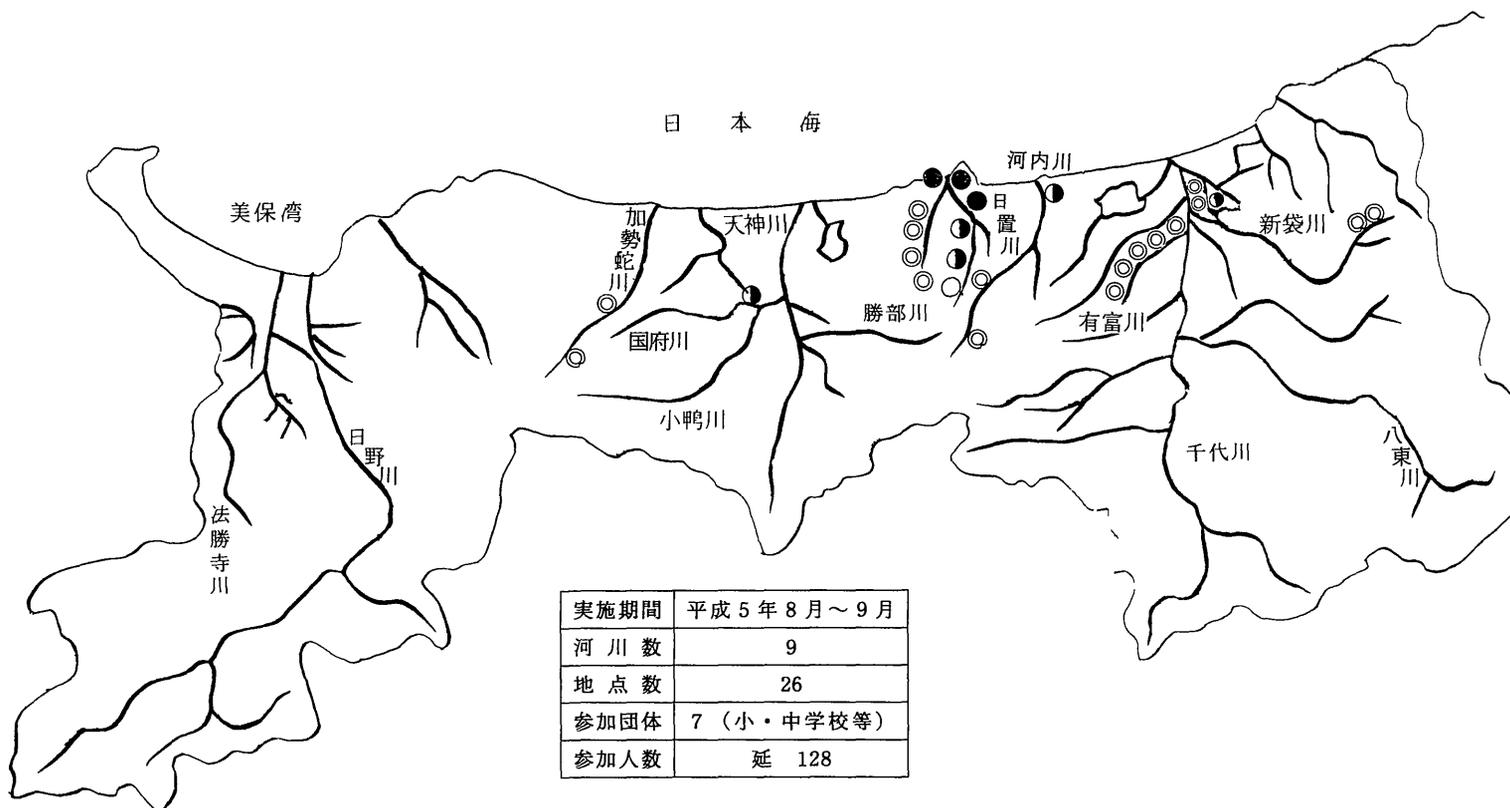
- (一) 死魚は、指定地域内の水域から除去の上、陸上で適切に処分すること。
- (二) 飼料の投与に当たっては、網いけすの外へ散布しないようにすること。

2 湖沼水質保全特別措置法施行令第六条第二号に掲げる施設に係る使用の方法

- (一) 以上の措置と同等の効果を有する措置が講じられること。
  - (二) 糞尿がみだりに流亡しないよう適切に管理すること。
  - (三) 汚物の保管設備及び汚水貯留槽を適切に使用すること。
  - (四) 汚物の保管設備及び汚水貯留槽の汚水が公共用水域に直接排出されないよう床及び通路等に雨水が流入しない構造とすること。
  - (五) 障を来さない構造とすること。
  - (六) 汚物の保管設備及び汚水貯留槽は、汚物又は汚水の保管、貯留及び除去に支障を来さない構造とすること。
  - (七) 汚物又は汚水が飛散するおそれのある箇所は、汚物又は汚水の除去に支障を来さない構造とすること。
  - (八) 豚房、牛房及び馬房に接する畜舎の通路等(以下「通路等」という。)で汚切な広さと高さを有すること。
  - (九) 豚房、牛房及び馬房の内部は、汚物又は汚水の除去に支障を来さないよう支障を来さない構造とすること。
  - (一〇) 豚房、牛房及び馬房の床(以下「床」という。)は、汚物又は汚水の除去に造及び使用の方法に関する基準
- 1 湖沼水質保全特別措置法施行令第六条第一号又は第十条に掲げる施設に係る構造及び使用の方法に関する規制(湖沼法第十九条第一項)  
 指定施設、準用指定施設(一定規模以上の畜舎及びこいの養殖施設)

資料30 水生生物による水質調査結果（平成5年度）

凡 例	
きれいな水	◎
少しよこれた水	○
きたない水	◐
大変きたない水	●



実施期間	平成5年8月～9月
河川数	9
地点数	26
参加団体	7（小・中学校等）
参加人数	延 128

資料31 名水一覽

(1) 名水百選（昭和60年3月環境庁選定）

名称	水の形態	所在地	交通	概要
あめまな井 天の真名井	湧水 (湧水量2,500m <sup>3</sup> /日)	西伯郡淀江町高井谷	山陰線淀江駅からバスで10分さらに徒歩3分	「アメノマナイ」とは、清浄な水に付けられる最大級の敬称であり幅15m、奥行5mほどの清水の湧く美しい池を源とした水域は、地域の人々に利用され、大切に管理されている。

(2) 因伯の名水（昭和60年6月県選定及び平成2年12月県追加選定）

区分(庄)	名称	所在地 (交通)	水の形態	概要
暮ら し の 中 の 泉	よるしのみず 用呂の清水	八頭郡八東町用呂 (若桜鉄道丹比駅からバスで10分 さらに徒歩5分)	湧水 (3,000m <sup>3</sup> /日)	清澄な湧水で今でも、地区住民の生活用水として大切に保全、活用されており、また、重要なかんがい用水の一つでもある。
	ふせしのみず 布勢の清水	気高郡気高町殿 (山陰線浜村駅からバスで15分)	湧水 (1,000m <sup>3</sup> /日)	「布勢平神社」の境内の岩の下から清冷な湧水が湧き出しており、今も地域の生活用水として活用されている。
	つのじぞう 宇野地蔵「ダキ」	東伯郡羽合町宇野 (山陰線倉吉駅からバスで25分)	湧水 (70m <sup>3</sup> /日)	経文の彫られた巨岩と地蔵三体を祭る法華堂があり、その中にある「ダキ」と通称される湧水で地蔵盆行事などで親しまれている。
	じぞうだきいづみ 地蔵庵の泉	西伯郡岸本町丸山 (伯備線岸本駅からバスで15分 さらに徒歩2k)	湧水 (30,000m <sup>3</sup> /日)	数箇所から湧水が湧き出しており庵地蔵が祭られている。水道水源、かんがい用水に利用され、セリ、クレソンの栽培を行なっている。
	ほんぐういづみ 本宮の泉	西伯郡淀江町本宮 (山陰線米子駅からバスで20分 さらに徒歩10分)	湧水 (15,000m <sup>3</sup> /日)	水源一帯はめずらしい亜熱帯性のクリハッソ等が群生しており、豊富な湧水は、生活用水、マジマ、アマゴの養殖に利用されている。
ふれ あ い の 水	たねがけいけ 多 鯨 池	鳥取市覚寺 岩美郡福部村湯山 (山陰線鳥取駅からバスで20分)	湖 沼	鳥取砂丘に近く、ボート遊び、魚釣りなど観光客をはじめ、多くの人々に憩いの場として親しまれている伝説の池。
	せんだいがわ 千代川 (用瀬町水域)	八頭郡用瀬町 (因美線用瀬駅から徒歩で5分)	河 川	千代川の清流が岸辺を洗うこの水域は江戸時代から続いている洗しびなの里として、町民の心の清流であり、釣人、ドゥイバーの憩いの場となっている。
	さんおうすいき 山王滝水城	八頭郡佐治村中 (山陰線鳥取駅からバスで60分 さらに徒歩で5分)	河 川	山王滝を中心とした自然性豊かな美しい水辺には、キャンプ場、遊歩道などが整備され、特に夏、秋は多くの人々が訪れている。
	だいせんいけ 大 山 池	東伯郡関金町泰久寺 (山陰線倉吉駅からバスで40分 さらに徒歩10分)	湖 沼	静かな湖面に表大山と蒜山三山がうつる美しい景観は四季を通し人々に親しまれ、特に夏はホート、カーヌを楽しむ人々にぎわう。

辺	お大の野い他	西伯郡大山町飯戸 (山陰線大山口駅からバスで20分 さらに徒歩10分)	湖	沼	湖岸は水際から広がりを見せて野原となって松林に連なり、山腹にいだかれた美しい湧水の池で四季を通じ訪れる人々が多い。
	う鶺のい他	日野郡日野町下黒坂 (伯備線黒坂駅から4.2k)	湖	沼	標高400mの山頂にある周囲4kの美しい池で、公認のオリエンテeringコースをはじめ、春の鶺の池マッソンなど人々のふれあいの場となっている。又、周辺は野鳥の天国である。
歴史の水	こ堀りとりがわ川	東伯郡三朝町三徳山 (山陰線倉吉駅からバスで30分)	河	川	霊場三徳山の雨水を集めて流れる清流。昔、参拝者がこの水で身を清めて入山したと伝えられる「身清めの滝」がある。
	てんおうすい水	東伯郡赤碕町高岡 (山陰線赤碕駅からバスで15分)	湧	水	(500m <sup>3</sup> /日) 後醍醐天皇が隠岐島から京都に還御の途中、天皇の指さされた岩を起したところ、泉が湧き出したと伝えられる。今も地域の生活用水として使用されている。
	あかまつのい他	西伯郡大山町池ノ原 (山陰線大山口駅からバスで16分 さらに徒歩20分)	湖	沼	古くから雨ごいや、幸福を成就する女蛇神が住むと広く言い伝えられた伝説の池。
ふるさと	あめだきいこく谷	岩美郡国府町雨滝 (山陰線鳥取駅からバスで45分 さらに徒歩2k)	河	川	(雨滝川…雨滝を中心に上、下流300m及び仏谷川上流300m程度) 水量豊富な滝を有する渓谷は景観がすばらしく、自然性に富み、キャンプ、避暑地、紅葉など訪れる人が多い。
	み三たきい谷	八頭郡河原町北村 (山陰線鳥取駅からバスで20分 さらに徒歩30分)	河	川	(曳田川…千丈滝から下流3k程度の間) 変化に富んだ滝の数々、絶壁と奇岩の間を流れる美しい渓流は、四季を通じて人々に親しまれている。
	もろが鹿いこく谷	八頭郡若桜町諸鹿 (若桜鉄道若桜駅からバスで20分)	河	川	(来見野川…諸鹿部落から上流5k程度) 溶岩流で出来た岩や諸鹿七滝と称される滝々の奇観が続き、一帯にブナ、トチの自然林が広がる景観がすばらしい。
	あし芦ずい谷	八頭郡智頭町芦津 (因美線智頭駅からバスで20分 さらに徒歩30分)	河	川	(北枝川…三滝を中心とした上、下流4k程度) 芦津自然保護林の中を流れる水量豊富な渓流で、新緑から紅葉まで、キャンプ、釣りなど訪れる人が多い。
	ふどうだにがわゆついき	気高郡青谷町田原谷 (山陰線青谷駅からバスで10分)	河	川	(不動谷川…不動山入り口から妙円滝の間1k程度) 趣きを異にした三つの美しい滝を有する自然性豊かな渓流であり、新緑から紅葉までキャンプ、ハイキングに訪れる人が多い。
	お小じか鹿い谷	東伯郡三朝町中津～神倉 (山陰線倉吉駅からバスで50分 さらに徒歩30分)	河	川	(小鹿川…中津ダムから神倉の間3k程度) 昭和12年、文部省の「名勝地」に指定。深い緑色の水流に美しい景観が映え、心のやすらぎを覚える。
	せつ石か霞い谷	日野郡日南町生山 (伯備線生山駅から徒歩15分)	河	川	(石見川…生山から上流3k程度) 奇岩、怪岩の名所として古くから知られ、特に春のつづじ、秋のもみじの景観のすばらしい渓流である。

(注) 暮らしの中の泉…昔から地域の人々の日常生活に深いかかわりを持ってきた湧水等で住民の保安全管理によって大切にされ現在に引きつがれているもの。  
ふれあいの水辺…きれいな水や水辺を保つために努力されており、人々が水とふれ合い水に親しむことによって心に安らぎを与える憩いの場としての水環境。  
歴史の水…本県の歴史や伝説にふさわしい故事来歴を有するもの。  
ふるさとの渓流…渓流の中でも特に自然美豊かで、後世に残しておきたい水域で併せて観光などの親水性のあるもの。

資料32 鳥取市内各水準点沈下量の経年変化

〈単位 cm〉

水準番号	029 119	009 209	(1)	029 118	1067	(3)	1068	(2)	(4)	029 116	1121	1066	(5)	053 133	「建」	029 117	(7)	(8)	009 -210	(9)	(10)	
所在地	田 二園 丁町 目	松 二並 丁町 目	寿 町	西 五 丁町 目	本 一 丁町 目	行 徳	新 品 治	吉 一 方 温 目泉	幸 町	吉 四 方 温 目泉	立 四 川 丁 町 目	吉 成	富 安	今 一 丁 町 目	田 四 園 丁 町 目	庵 丁 人 町	秋 里	江 津	安 長	秋 里	秋 里	
昭和50～53年度の沈下量 (S49.6～53.7)	15.40 (3.77)	8.04 (1.97)	8.29 (2.03)	7.21 (1.77)	6.76 (1.66)	5.39 (1.32)	3.44 (0.84)	3.35 (0.82)	1.81 (0.44)	1.41 (0.35)	1.27 (0.31)	1.24 (0.30)	1.52 (0.37)	1.20 (0.29)	S53 設置							
昭和54年度の沈下量 (S53.7～54.7)	3.66	2.37	1.64	1.29	1.00	0.78	0.49	0.67						(亡失)	8.47	S54測 量開始						
昭和55年度の沈下量 (S54.7～55.7)	3.80	13	09		0.62	0.48	0.25	0.15						S54 再設	5.38	0.42	S55 設置	S55 設置	S54測 量開始	S55 設置	S55 設置	
昭和56年度の沈下量 (S55.7～56.7)	2.61	43	28	26	0.89	0.81	0.51	0.31	S53.7 ～56.7 0.51 (0.17)	S53.7 ～56.7 0.68 (0.23)	S53.7 ～56.7 0.76 (0.25)	S53.7 ～56.7 0.71 (0.24)	S53.7 ～56.7 0.38 (0.13)	0.22	4.45	0.45	4.36	3.84	2.42	74	1.46	
昭和57年度の沈下量 (S56.7～57.7)	25	0.55	0.96		46		94	0.14	+0.04	0.22	0.03	0.05	0.01	+0.13	2.73	0.26	90	2.57	1.62	0.70	0.77	
昭和58年度の沈下量 (S57.7～58.7)	16	03	0.55	0.35	0.33	0.46	0.12	0.19	0.33	0.09	+0.13	0.29	0.22	0.16	2.28	0.16	2.56	2.37	36	0.68	18	
昭和59年度の沈下量 (S58.7～59.7)	1.02	0.59	0.52	0.44	0	0.23	0.24	0.09	0.04	+0.02	0.02	0.07	0.01	0.04	2.20	0.09	2.37	19	26	0.92	10	
昭和60年度の沈下量 (S59.7～60.7)	0.67	0.37	0.43	0.23	0.35	0.18	0.07	10	+0.03	0.13	0.13	+0.06	+0.05	+0	37	14	1.94	67	0.92	0.31	0.55	
昭和61年度の沈下量 (S60.7～60.7)	0.85	0.60	0.60	-	0.45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.52	-	1.77	1.75	1.16	0.63	0.79	
昭和62年度の沈下量 (S61.7～62.7)	0.65	0.33	0.46	-	0.39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	-	1.30	1.24	0.80	0.37	0.51	
昭和63年度の沈下量 (S62.7～63.7)	0.55	0.29	0.31	-	0.20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.05	-	33	16	0.96	0.36	0.66	
平成元年度の沈下量 (S63.7～H元.7)	0.73	0.67	0.35	-	0.16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	-	59	52		0.75	1.07	
平成2年度の沈下量 (H元.7～2.7)	改埋 再測量	0.22	0.31	-	0.14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.83	-	27	04	0.68	0.40	0.45	
平成3年度の沈下量 (H2.7～3.7)	0.41	0.32	0.41	-	0.12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.83	-	1.19	0.82	0.68	0.12	0.38	
平成4年度の沈下量 (H3.7～4.7)	0.48	0.51	0.15	-	0.09	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.60	-	0.94	0.88	0.83	0.47	0.54	
平成5年度の沈下量 (H4.7～5.7)	0.53	0.58	0.32	-	0.18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.79	-	1.10	0.89	0.78	0.41	0.49	
計	S49.6 ～H1.7 33.35 H2.7 ～5.7 1.42	19.03	17.67	S49.6 ～60.7 12.47		S49.6 ～60.7 8.55	S49.6 ～60.7 6.06	S49.6 ～60.7 5.00	S49.6 ～60.7 2.62	S49.6 ～60.7 2.51	S49.6 ～60.7 2.08	S49.6 ～60.7 2.30	S49.6 ～60.7 2.09	S49.6 ～53.7 1.20 S55.7 ～60.7 0.17	S53.7 ～H5.7 34.79	S54.7 ～60.7 1.52	S55.7 ～H5.7 24.62	S55.7 ～H5.7 21.94	S55.7 ～H5.7 14.48	S55.7 ～H5.7 7.86	S55.7 ～H5.7 9.95	

注 ①沈下量の( )は1年間の沈下量に換算したもの (2) - は測量休止 (3)沈下量の+は隆起したもの

### 資料33 環境関係用語の解説

#### 赤潮・アオコ（青粉）

水中にプランクトンが異常発生し、そのために水の色が赤みがかった色（赤潮）や緑色（アオコ）に変る現象のこと。

#### 悪臭物質

アンモニア、メチルメルカプタンその他の不快な臭いの原因となり、生活環境をそこなうおそれのある物質で悪臭防止法施行令に定める22物質をいう。（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トメチルアミン、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン）

#### アメニティ（Amenity）

私達の生活環境を構成する自然や施設、歴史的、文化的伝統などが互いに他を活かし合うようにパフンスがとれ、その中で生活する私達人間との間に真の調和が保たれている場合に生ずる好ましい感覚をいう。

#### 亜硫酸ガス（ $\text{SO}_2$ ）

硫黄酸化物（ $\text{SO}_x$ ）の中で二酸化硫黄のことをいい、石炭や石油を燃焼することにより発生する。色はなく、刺激臭の強い気体で呼吸器を刺激し、喘息の発生を促進したり、植物を枯らしたりすることがある。

#### 暗騒音

ある場所で特定の音を測定する場合、対象とする音以外の音を暗騒音という。

#### 硫黄酸化物（ $\text{SO}_x$ ）

刺激臭の強い腐蝕性のある有害な硫黄ガスのことで、亜硫酸ガス（ $\text{SO}_2$ ）のほかに無水硫酸（ $\text{SO}_3$ ）等がある。大気汚染防止法施行令でばい塵中の硫黄酸化物の量が規制されている。

#### 閾値（いきち）

生理学的用語で、人間の感覚器官が感知できる最小限度の刺激量のことで、閾濃度、限界濃度ともいう

## 一酸化炭素

炭素含有物が不完全燃焼したときに発生する無色、無臭のガスで、主な発生源は自動車排気ガスといわれる。体内に吸入されると、血液中のヘモグロビンと結びつき酸素の補給を妨げ貧血を起こしたり、中枢神経を麻痺させたりする。

## 上乘せ基準

ばい塵又は排出水の排出の規制に関して、法で定めた一律の基準又は排出基準に代えて適用するものとして、都道府県知事が条例で定める、より厳しい基準をいう。

## SS (Suspended Solid)

水中の浮遊物質のことで、水の濁りの原因となる。空中の浮遊物質には粉じん、ばい塵等の語を使う。

## MPN (最確数 Most Probable Number)

大腸菌群の数を確率論的に算出する方法、水中の大腸菌群数は、通常この方法で表わされる。

## 環境影響評価 (環境アセスメント)

各種開発行為の実施に先立ち、それが大気、水質、生物等環境に及ぼす影響について予測、評価を行うことをいう。

## 環境管理計画

地方公共団体が大気、水質、自然環境などを将来にわたり守り、適切に利用していくため策定する計画である。

この計画には、望ましい地域環境のあり方、それを実現するための基本的な方策、その方策を具体化する手順などが示される。

## 環境基準

環境基本法は「環境基準とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」と定義している。環境基準は行政上の目標基準であり、工場等を規制する規制基準とは異なる。

## クライテリア (Criteria)

クワイアリアは、日本語で判定基準、判定条件又は判断基準と訳されるが、指標物質又は物性(群)の、人や水生生物に及ぼす影響に関し、必要な科学的知見の上に立って、それら物質、物性に関する許容濃度値や閾値等をまとめたものをいう

## 健康項目

水質汚濁物質の中で人の健康の保護に関する項目として環境基準が定められている項目をいい、現在

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、アトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレンが定められている。

### 光化学オキシダント

自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物とガス状の炭化水素が太陽光線の紫外線のもとで化学反応をおこし、過酸化物質ができる。これを光化学オキシダントという。このオキシダントはオゾン为主体とし、スモッグを形成し、“目がいたい” “せきこむ” “呼吸が苦しい”などの症状を引きおこす。

### 最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立て処分するに必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物処分場には、安定型（廃プラスチック等） 管理型（汚でい等） シャ断型（有害物質を含む廃棄物）がある。

### 酸性雨

雨のpH（水素イオン濃度）は大気中の炭酸ガスの溶解により5.6前後を示すのが普通であり、これより低いpHの雨が酸性雨とされている。工場や自動車から排出される硫酸化物や窒素酸化物などが溶解するのが原因といわれている。

### COD（化学的酸素要求量 Chemical Oxygen Demand）

湖沼や海域の有機物による汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をいい、数値が高いほど汚れが大きいことを示している。

### 浄化槽

水洗し尿を沈でん分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいう。水洗し尿のみを処理する施設を単独浄化槽、水洗し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を一緒に処理する施設を合併浄化槽という

### 振動レベル

振動の加速度をデシベル（dB）で表した加速度レベルに振動感覚補正を加えたもので、単位としては、デシベル（dB）が用いられる。通常振動感覚補正回路をもつ公害用振動計により測定される。

### 水準点

土地の標高を表す標石で、水準測量の基準として用いられている。地盤の変動状況を測定するには、この水準点を用い、標高の変化を精密水準測量によって測り 変動を出す。

## 生活環境項目

水質汚濁物質の中で生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして環境基準に定められた項目をいい、現在pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、油分等が定められている。

なお、水質汚濁防止の排水基準にはこのほかに、窒素含有量、磷含有量、フェノール類、銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、弗素が加えられている。

## 精密水準測量

最も精度の高い水準測量で、地盤沈下や地殻変動等の調査のために実施される。精密レベルと精密標尺を用い、誤差ができるだけ消去されるように、又、最も小さくなるような測定方法がとられている。

## 騒音レベル

JISに規定される騒音計で測定して得られるホン、又はdB（デシベル）数である、騒音の大きさを表すものである。一般には騒音計の聴感補正回路A特性で測定した値をホン、又はdB（A）で表す。騒音の規制基準等はすべて騒音レベルによる。

## 総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を割りあてて、この量をもって規制する方法をいう。個々の発生源に対する従来の規制のみでは地域全体として、健全な生活環境を維持することが困難な場合に、その解決手段として総量規制の方式がとられている。

## 大腸菌群数

大腸菌群は、人間又は動物の排泄物による水の汚染指標として用いられている細菌である。大腸菌には温血動物の腸内に生存しているものと、草原や畑などの土中に生存しているものがあるが、一括して大腸菌群として測定している。

## WECPNL（うるささ指数 Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level）

航空機騒音のうるささを表す指数として用いられる。これは、1日の航空機騒音レベルの平均と時間帯ごとに重みづけされた飛行回数から算定され、航空機の総騒音量を評価する単位である。

## 窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）

石油、ガス等燃料の燃焼に伴って発生し、大気中には主として一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）が存在し、主な発生源は工場、自動車等である。窒素酸化物は人の呼吸器やねん膜に影響を与えるだけでなく光化学スモッグの原因物質の一つである。

## 中間処理

廃棄物の最終処分に先だて行われる人為的な操作等をいい、廃棄物を安全かつ安定した状態に変化させる、又は廃棄物は減量化する目的で行われる。主な方法としては、焼却、中和、溶融、脱水、破碎、圧縮等がある。

## DO (溶存酸素 Dissolved Oxygen)

水中に溶けこんでいる酸素の量のこと。

水の自浄作用や水中生物の生存には欠くことのできないもので、きれいな河川水中には普通1ℓ中に7~14mg程度あるが、有機物の流入量が多くなり汚濁が進行するとそれらに消費されて減少する。

## n-ヘキサン抽出物質 (油分)

動植物油脂、脂肪酸、ワックス、グリース、石油系炭化水素など油分の総称である。海水や工場排水などをn-ヘキサンで抽出し、n-ヘキサン可溶性物質として定量して、mg/ℓで表す。

## ばい煙

燃料その他の物の燃焼等により発生する硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称である。ばいじんとはボイラーや電気炉等から発生する、すすや固体粒子をいい、有害物質とは物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドウム、塩素、弗素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に有害な物質をいう。

## 火格子面積

焼却炉等のごみ層、火層に接して乾燥、燃焼等を行わせる火床部分を火格子(ロストル)といい、この水平投影面積を火格子面積という。炉の大きさを代表する寸法としてよく使われる。

## BOD (生物化学的酸素要求量 Biochemical Oxygen Demand)

河川水等の有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物が微生物によって酸化分解される時に消費される酸素の量をいい、数値が高い程有機物の量が多く汚れが大きい。

## PCB (ポリ塩化ビフェニール)

DDTやBHCと同じ有機塩素系化学物質で、不燃性で熱に強く、絶縁性にすぐれている。カネ油症事件等PCB被害が問題となり現在我が国では製造を中止され、使用も限定されている。

## pH (水素イオン濃度)

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、pH値が7のときを中性、これより数値の高い場合をアルカリ性、低い場合を酸性という

## ppm

ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、%が100分の1をいうのに対しppmは100万分の1を意味する。例えば、空気1 m<sup>3</sup>中に1 cm<sup>3</sup>の物質が含まれている場合、あるいは、水1 kg中に1 mg物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を1 ppmという。ppmより微量の濃度を表す場合にはppb（10億分の1）も用いられる。

## 富栄養化

湖水中に栄養塩類（窒素、リン等）が少なく生物生産（プランクトンの増殖等）の少ない湖を貧栄養湖といい、栄養塩類が多く生物生産の多い湖を富栄養湖という。貧栄養湖から富栄養湖へと変化していく現象を富栄養化という。